

認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 9 日

中種子町長 **田淵川寿広**

中種子町条例第12号

認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第21条第 2 項」を「第18条の 3 第 1 項」に改める。

第12条中「規定により」の次に「同令第18条の 3 第 1 項第 7 号の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。